

小牧市行政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、小牧市行政改革推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 推進委員会は、小牧市の行政改革の推進について必要な事項を調査審議する。

(委員)

第 3 条 推進委員会の委員は、13 人以内とする。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が任命する。

(会長)

第 4 条 推進委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(会議)

第 5 条 推進委員会は、必要に応じて市長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第 6 条 推進委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和 60 年 12 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 21 日から施行する。